令和５年度末で経過措置期間を終了する令和３年度介護報酬改定における

改定事項について

仙台市介護事業支援課

（令和５年１１月）

目　　次

１　感染症対策の強化について・・・・・・・・・・・・・p.１

　　　　対象サービス：全サービス

２　業務継続に向けた取組の強化について・・・・・・・・p.２

　　　　対象サービス：全サービス

３　認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて・・・・p.３

　　　　対象サービス：全サービスのうち，無資格者がいるサービスのみ対象

　４　高齢者虐待防止の推進について・・・・・・・・・・・p.４

　　　　対象サービス：全サービス

　５　口腔衛生管理の強化について・・・・・・・・・・・・p.６

　　　　対象サービス：特養，老健

　６　栄養ケア・マネジメントの充実について・・・・・・・p.７

　　　　対象サービス：特養，老健

　７　事業所医師が診療しない場合の

減算（未実施減算）について・・・・・・・・p.８

　　　　対象サービス：訪問リハビリテーション

**１　感染症対策の強化について**

　○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容が義務化

されています。

　　・施設系サービスについて，現行の委員会の開催，指針の整備，研修の実施等に加え，訓練（シミュレーション）の実施。

　　・その他サービスについて，委員会の開催，指針の整備，研修の実施，訓練（シミュ

レーション）の実施等。

|  |
| --- |
| 【講ずるべき措置の内容について】　事業者において，感染症が発生し，又は，まん延しないように講ずるべき措置については，下記のとおりです。これらは，各事業所に実施が求められているものですが，他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。　○感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催　※委員会の開催にあたり，テレビ電話装置等を活用して行う場合は下記を遵守してください。●個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>●厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261.html>※上記URLから最新のものを参照してください。　○感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定　※指針の記載内容については下記を参照してください。　　　「介護現場における感染対策の手引き」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html>※上記URLから最新の手引きを参照してください。　○感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　○各措置の詳しい内容については，別添「自己点検シート」をご参照ください。 |

**２　業務継続に向けた取組の強化について**

　○感染症や災害が発生した場合であっても，必要な介護サービスが継続的に提供できる

体制を構築する観点から以下の内容が義務化されています。

　　・業務継続に向けた計画等の策定，研修の実施，訓練（シミュレーション）の実施

等。

|  |
| --- |
| 【講ずるべき措置の内容について】事業者は，感染症や災害が発生した場合にあっても，利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう，介護サービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下，「業務継続計画」という。)を策定するとともに，当該業務継続計画に従い，従業者に対して，必要な研修及び訓練を実施しなければならないこととされています。○業務継続計画は以下について作成してください。　　●　感染症に係る業務継続計画　　●　災害に係る業務継続計画※各項目の記載内容については，以下を参照してください。　　　厚生労働省老健局　　　「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」　　　<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>　　　厚生労働省老健局　　　「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」　　　<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>○計画における項目の記載内容や研修及び訓練の実施については，別添「自己点検シート」をご参照ください。※業務継続計画(BCP)について，厚生労働省において「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」の資料及び動画が掲載されています。下記のURLから参照してください。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html> |

**３　認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて**

　○認知症についての理解の下，本人主体の介護を行い，認知症の人の尊厳の保障を実現

していく観点から以下の内容が義務化されています。

　　・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため，介護サービス事業者

に，介護に直接携わる職員のうち，医療・福祉関係の資格を有さない者について，

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

|  |
| --- |
| 【講ずるべき措置の内容について】　介護に直接携わる職員のうち，医療・福祉関係の資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。　また，新卒採用・中途採用を問わず，事業所が新たに採用した従業者については，採用後1年間の猶予期間が設けられていますので，採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。※当該義務付けの対象外となるサービスは以下の通りです。　訪問介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，福祉用具貸与，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，居宅介護支援※当該義務付けの対象外となる者は以下の通りです。　看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，実務者研修修了者，介護職員初任者研修修了者，生活援助従事者研修修了者，介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者，社会福祉士，医師，歯科医師，薬剤師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，精神保健福祉士，管理栄養士，栄養士，あん摩マッサージ師，はり師，きゅう師，柔道整復師(厚労省確認済)等 |

**４　高齢者虐待防止の推進について**

　○利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から以下の内容が義務化されています。

　　・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催，指針の整備，研修の実

施，担当者を定めること。

|  |
| --- |
| 【講ずるべき措置の内容について】虐待は，介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や，高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く，事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう，次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。　○虐待の未然防止　　●事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり，研修等を通じて，従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に，従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。　○虐待等の早期発見　　●事業所の従業者は，虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから，これらを早期に発見できるよう，必要な措置（虐待等に対する相談体制，市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また，利用者及びその家族からの虐待等に係る相談について適切に対応してください。　○虐待等への迅速かつ適切な対応　　●虐待が発生した場合には，速やかに市町村の窓口に通報される必要があり，事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ，市町村等が行う虐待等に対する調査等にご協力いただきますようお願いします。　以上の観点を踏まえ，虐待等の防止・早期発見に加え，虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。　○虐待の防止のための対策を検討する委員会　※委員会の開催にあたり，テレビ電話装置等を活用して行う場合は下記を遵守してください。●個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>●厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261.html>※上記URLから最新のものを参照してください。　○虐待の防止のための指針　○虐待の防止のための従業者に対する研修　○虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者　また，全てのサービスにおいて，運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることも義務化されています。　○各措置の詳しい内容や，運営規程において定める内容については，別添「自己点検シート」をご参照ください。 |

**５　口腔衛生管理の強化について**

　○口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに，状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を

更に充実させる観点から以下の内容が義務化されています。

　　・口腔衛生管理体制加算を廃止し，同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で，基

本サービスとして，口腔衛生の管理体制を整備し，入所者ごとの状態に応じた口腔

衛生の管理を行うこと。

|  |
| --- |
| 【講ずるべき措置の内容について】　指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の入所者に対する口腔衛生の管理について，令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し，基本サービスとして行う事を踏まえ，入所者の口腔の健康状態に応じて，以下の手順により計画的に行ってください。　○歯科医師等が，介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言等を年2回以上実施。　○上記技術的助言等に基づき，所定の事項を記載した口腔衛生の管理に係る計画を作成するとともに，必要に応じて計画の見直しを実施。　　※上記計画に相当する内容を施設サービス計画内に記載しても可。　○各手順の詳しい内容は，別添「自己点検シート」をご参照ください。 |

**６　栄養ケア・マネジメントの充実について**

　○栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直しします。

　　・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができる

よう，各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを

運営基準に規定。

〇なお，令和６年４月１日以降，運営基準において求められている内容を満たしていな

い施設は，栄養管理に係る減算が適用されます。

※栄養士又は管理栄養士の員数が基準に満たない場合も減算が適用されます。

|  |
| --- |
| 【講ずるべき措置の内容について】　指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の入所者に対する栄養管理について，令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し，栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ，管理栄養士が，入所者の栄養状態に応じて，計画的に行う必要があります。ただし，栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については，併設施設や外部の管理栄養士の協力により行ってください。　栄養管理については，以下の手順により行ってください。　○入所者の栄養状態を入所時に把握し，施設内の異なる職種の者が共同して栄養ケア計画を作成。　○管理栄養士による栄養管理及び栄養状態の定期的な記録。　○計画の進捗状況を定期的に評価し，必要に応じて計画の見直しの実施。　※実務等については，下記を参考にしてください。　　●厚生労働省　　「リハビリテーション・個別機能訓練，栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」　　<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755018.pdf>　○各手順の詳しい内容は，別添「自己点検シート」をご参照ください。 |

**７　事業所医師が診察しない場合の減算について**

　○訪問リハビリテーションについて，リハビリテーション計画の作成にあたって事業所

医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に

適正化(減算)した単位数で評価を行う診療未実施減算について，事業所の医師の関与

を進める観点から以下の内容を見直し。

　　・事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について，適用猶予措置期間

を延長。

|  |
| --- |
| 【内容について】　事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に，例外として，一定の要件を満たせば，別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと，リハビリテーションを提供することができる，いわゆる未実施減算について，その要件のうち，別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」における猶予期間を3年間延長します。 |